

身近な景観づくりに 取り組んでみませんか

景観づくりに取り組む団体・グループを募集しています。団体（グループ）は、既存の団体でも、新たにつくる団体でも結構です。ご近所の方との共同グループや趣味サークルなどによる活動も対象です。

現在、活動をしていただいている団体は6団体（弓削地区5団体、岩城地区1団体）で、公園周辺の草刈りや山道草刈り、花の苗を公共的な場所に植えたり、県道沿い植樹帯管理を行っていただいております。上島町景観計画に則して景観をよくする活動を継続的にやっていただける団体に必要な花の苗や肥料などの原材料支給の支援を行います。身近なところから、景観を良くしていく活動に取り組んでみませんか。



申込・問い合わせ

企画情報課 ☎77-2500

Fax 77-4011

令和3年度 狂犬病予防集合注射のご案内

令和3年度狂犬病予防集合注射を下記の日程で実施します。

地 区	日 時	実施場所
弓削地区	4月20日（火） 9:15～17:00	各地区巡回
生名地区	4月11日（日） 9:10～11:10	生名支所前
岩城地区	4月22日（木） 9:00～11:30	各地区巡回
高井神地区	4月20日（火） 11:55～11:57	高井神港務所前
魚島地区	4月20日（火） 12:20～13:00	魚島支所前

なお、詳細につきましては折込チラシにてご確認ください。え、最寄りの実施会場へお越しください。

【注意事項】

1. ご来場の際は、事故防止のため、首輪が外れないようにしっかりと付け、犬を制御できる人が連れてお越しください。
2. どの会場でも受けられますので、ご利用ください。
3. フン尿の始末は連れて来られた人が責任を持ってください。
4. 雨天の場合でも実施します。

【お願い】

- ・飼犬が死亡した時は、必ず役場へ届け出ましょう。
- ・過去に飼っていた犬の死亡の届出がまだお済みでない方は、下記までご連絡下さい。

●問い合わせ

弓削総合支所	住民課	☎ 77-2503
生名総合支所	町民生活課	☎ 76-3000
岩城総合支所	町民生活課	☎ 75-2500
魚島総合支所	町民生活課	☎ 78-0011



上島町の未来のために「空き家」をつなごう！

上島町では、上島町に住み続けていただく「**定住促進**」のため、上島町を好きになり住んでみたい方への「**移住促進**」のため、空き家バンク制度を実施しています。

現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、多くの空き家紹介のご希望をいただいています。空き家バンクへの登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況が続いています。

上島町には、まだ多くの空き家がありますが、所有者様にもさまざまな事情があり、空き家バンクへの登録につながっていません。上島町を未来へつなげていくために、そして大切な空き家をつなげていくために、**「空き家バンク」への登録を、ぜひご検討ください。**

詳しい情報をご希望の方は、「上島町空き家・移住定住ワンストップ窓口」までご連絡ください。

空き家バンク ミニコラム①

「空き家バンク」って何ですか？

「**空き家バンク**」とは、使用していない住居の情報を、町がホームページなどに掲載し、移住・定住を目的とする空き家の利活用を希望する方々に紹介する制度です。空き家を売りたい・貸したいという所有者様、そして空き家を買いたい・借りたいという空き家バンクの利用者様の双方とも、無料で利用できます。ただし、不動産業者とは違って、町は契約などのあっせんや仲介は行いませんので、当事者間で交渉や契約を行っていただく必要があります。

空き家を有効活用して上島町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。また、空き家バンク制度を活用することにより、改修費の一部補助などといった町の補助金制度を活用できることがあります。

空き家・移住定住ワンストップ窓口

弓削総合支所 2階 企画情報課内
相談専用ダイヤル ☎77-2501

年金だより

国民年金保険料学生納付 特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。

しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

ただし、学生納付特例の期間は年金額には反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、3月末に

【所得の目安】

118万円+（扶養親族等の数×38万円）

基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入してご返送いただくことにより、令和3年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証写しの添付は不要です。）なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数ですが、今治年金事務所までお問い合わせください。

「新成人のみなさんへ」 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手がなくなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

◎国民年金のポイント

- ・将来の大きな支えになります！
- ・国民年金は、20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ・老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障がい年金や遺族年金もあります。障がい年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

◎国民年金保険料のお支払い

・国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16610円です（令和3年度）。これらの保険料に加えて、毎月4000円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

「**前納割引制度**」があります！保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでお得です。

口座振替・クレジットカードでのお支払い 関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月未納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

●問い合わせ

今治年金事務所 ☎0898-321614